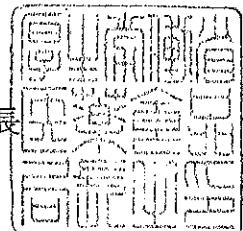


薬食発 0714 第 4 号  
平成 23 年 7 月 14 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



### 都道府県知事の承認に係る医薬部外品の一部を改正する件について

都道府県知事の承認に係る医薬部外品の一部を改正する件（平成 23 年厚生労働省告示第 202 号。以下「告示」という。）が告示され、平成 24 年 6 月 1 日から適用されることになったので、下記の事項を御了知の上、貴管下関係業者に対する周知徹底をお願いします。

記

#### 1. 告示の趣旨及び概要

都道府県知事の承認に係る医薬部外品について、あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤、ひび・あかぎれ用剤及び浴用剤が新たに指定されるとともに、有効成分の種類等が定められたこと。

#### 2. 委任品目の審査の基本的な考え方

今回の改正により、新たに都道府県知事に権限が委任された、あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤、ひび・あかぎれ用剤及び浴用剤の製造販売の承認、製造販売の承認事項に係る一部変更承認に関する審査は、告示及び次によるほか、別途発出される審査管理課長通知に定めるところにより行うこと。

(1) あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤及びひび・あかぎれ用剤について



平成 11 年 3 月 12 日付け医薬発第 283 号厚生省医薬安全局長通知「新指定医薬部外品の製造（輸入）承認基準等について」の別添「新指定医薬部外品の製造（輸入）承認基準」（以下「新指定医薬部外品基準」という。）のうち、「あせも・ただれ用剤製造（輸入）承認基準」、「うおのめ・たこ用剤製造（輸入）承認基準」、「かさつき・あれ用剤製造（輸入）承認基準」、「カルシウム剤製造（輸入）承認基準」、「のど清涼剤製造（輸入）承認基準」、「ビタミン含有保健剤製造（輸入）承認基準」及び「ひび・あかぎれ用剤製造（輸入）承認基準」によること。

なお、新指定医薬部外品基準において、「製造（輸入）承認」とあるものは、「製造販売承認」と読み替える。

## （2）浴用剤について

平成 10 年 3 月 24 日付け医薬発第 293 号厚生省医薬安全局長通知「浴用剤製造（輸入）承認基準等について」の別紙「浴用剤製造（輸入）承認基準」（以下「浴用剤基準」という。）によること。

なお、浴用剤基準において、「製造（輸入）承認」とあるものは、「製造販売承認」と読み替える。

## 3. 留意事項

（1）あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤、ひび・あかぎれ用剤及び浴用剤であっても、それぞれ告示で定める事項に適合しない医薬部外品に該当するものの製造販売承認は、従来どおり厚生労働大臣により行われるものであること。

（2）あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤及びひび・あかぎれ用剤の承認申請書の添付資料については、平成 11 年 3 月 12 日付け医薬発第 286 号厚生省医薬安全局長通知「新指定医薬部外品の製造又は輸入の承認申請に際し添付すべき資料について」によること。

（3）浴用剤の承認申請書の添付資料については、昭和 55 年 5 月 30 日付け薬発第 700 号厚生省薬務局長通知「医薬部外品等の製造又は輸入の承認申請に際し添付すべき資料について」及び平成 11 年 7 月 26 日付け医薬発第 893 号厚生省医薬安全局長通知「医薬部外品等の製造又は輸入の承認申請に際して添付すべき資料について」によること。

（4）上記（2）及び（3）に掲げる通知において「製造又は輸入の承認」は、「製造販売承認」と読み替えること。

#### 4. その他

平成 24 年 5 月 31 日までに申請のあった、あせも・ただれ用剤、うおのめ・たこ用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤、ひび・あかぎれ用剤及び浴用剤の製造販売承認については、なお従前の例による。



(号外) 独立行政法人国印印刷局

平成二十二年度第四・四半期予算使用  
の状況 (内閣)  
平成二十二年度第四・四半期国庫の状  
況 (同)

## 〔官厅報告〕

## 〔公 告〕

## 〔省 令〕

- 雇用対策法施行規則及び社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令 (厚生労働七五)

- 雇用対策法施行規則及び社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令 (厚生労働七五)

## 〔告 示〕

官厅  
裁判所  
外國監査法人等関係  
除権決定、破産、免責、再生関係  
特殊法人等  
弁理士登録、特定侵害訴訟代理業務  
の付記、型式住宅部分等製造者の認  
証、企業年金基金解散、清算人就任  
関係

会社その他  
会社決算公告

地方公共団体  
行旅死亡人、無縁壇墓等改葬関係  
の有無

会社その他  
会社決算公告

の有無

- 旧重要美術品等ノ保存二関スル法律の規定により認定された物件を重要文化財に指定する件並びに旧重要美術品等ノ保存二関スル法律の規定による認定を取り消す件
- (文部科学九八、九九)
- 旧重要美術品等ノ保存二関スル法律の規定により認定された物件を重要文化財に指定する件 (同一〇〇一〇六)
- 重要文化財に有形文化財を追加して重要文化財に指定する件
- (同一〇七〇一〇)
- 重要文化財の員数を改める件
- (同一一〇一三)
- 有形文化財を登録有形文化財に登録する件 (同一一四、一一五)
- 旧重要美術品等ノ保存二関スル法律の規定による認定を取り消す件 (文化厅四一)
- 労働安全衛生法第五十七條の三(第三項の規定に基づき新規化学物質の名稱を公表する件 (厚生労働二〇一)

- 都道府県知事の承認に係る医薬部外品の一部を改正する件 (同二〇二)

## 省 令

## 〔官厅報告〕

## 〔公 告〕

## 〔省 令〕

- 厚生労働省令第七十五号  
雇用対策法 (昭和四十一年法律第二百三十二号) 第十五条に基づき、雇用対策法施行規則及び社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
- 平成二十三年六月二十七日  
雇用対策法施行規則及び社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令

厚生労働大臣 細川 律夫

(雇用対策法施行規則の一部改正)

附則第七条の次に次の二条を加える。

- (雇用促進計画を活用した雇用に関する援助)
- 第八条 職業安定機関は、平成二十三年八月一日から平成二十七年三月三十日までの間、個人又は法人が、当該個人又は法人により作成された労働者の雇入れを促進するための計画(以下この条において「雇用促進計画」という。)を提出してその確実な実施を図るために援助を求めたときは、法第五十五条に規定する雇用に関する援助として、当該個人又は法人に対して必要な助言その他の措置を行わなければならない。
- 第一条 雇用促進機関は、前項の雇用促進計画に係る援助を行なう場合には、次に掲げる事項を考慮して、これをを行なわなければならない。
- 一 雇用促進計画の始期における個人又は法人に雇用されている労働者の数  
二 雇用促進計画における労働者の雇入れの数、時期等に係る目標  
三 雇用促進計画の終期における個人又は法人に雇用されている労働者の数  
四 雇用促進計画の期間の初日から起算して一年前の日から当該雇用促進計画の期間の末日までの間ににおける個人又は法人の都合による労働者の解雇(天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能になったこと又は労働者の責めに帰すべき理由により行つたものを除く。)の有無
- 五 前各号に掲げるもののほか、労働者の雇入れを促進するために必要な事項
- 3 職業安定機関は、個人又は法人からの求めがあつた場合には、第一項の雇用促進計画の達成状況について確認し、当該雇用促進計画の期間の終了後の当該個人又は法人の雇入れの促進に資するよう、必要な助言その他の措置を行わなければならない。この場合において、職業安定機関は、当該個人又は法人からの求めに応じて、当該雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類その他の届入の促進に資する書類を交付することができる。
- 4 雇用促進計画及び前項の雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類は、様式第五号によることができる。
- 〔社会保険労務士法施行規則の一部改正〕
- 第二条 社会保険労務士法施行規則(昭和四十三年厚生省令第一号)の一部を次のように改正する。  
別表(第一項関係)第二十五号の次に次の二号を加える。
- 二十五の二 雇用対策法施行規則(昭和四十一年厚生省令第二十三号)に係る申請等 第一項の雇用促進計画の提出及び同条第三項の雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類の交付の申込み

## 附 则

この省令は、公布の日から施行する。

20082	メタクリル酸=1-エチルシクロヘキサン-1-イル・メタクリル 酸=6-シリノ-5-オキソ-4-オキサトリシクロ[4.2.1.0]ノナン-2-イ リオキソ-4-オキサトリシクロ[4.2.1.0]ノナン-2-イ リシクロ[3.3.1.1]テカシ-1-イル・メタクリル酸=1-メチルエチル-1-メチルエチル共重合物 メタクリル酸シクロヘキシル・(メタクリル酸=2-ヒドロキシエチル・ヘキサノ-6-ラクトン重付加物)・2-(メタクリロイルオキシエチル・ヘキサノ-6-ラクトン重付加物)・2-(メタクリロイルオキシエチル・ヘキサノ-6-ラクトン重付加物)・2-(メタクリロイルオキシエチル・ヘキサノ-6-ラクトン重付加物)	9-2558
20083	メタクリル酸シクロヘキシル・(メタクリル酸=2-ヒドロキシエチル・ヘキサノ-6-ラクトン重付加物)・2-(メタクリロイルオキシエチル・ヘキサノ-6-ラクトン重付加物)・2-(メタクリロイルオキシエチル・ヘキサノ-6-ラクトン重付加物)	9-2559
20084	メタクリル酸=テトラヒドロフラン-2-イル メタクリル酸シクロヘキシル・(メタクリル酸=2-エチルオキセタノ-3-イル) メタクリル酸シクロヘキシル・(メタクリル酸=2-エチルオキセタノ-3-イル)	8-(4)-1818
20085	メタクリル酸シクロヘキシル・(メタクリル酸=2-エチルオキセタノ-3-イル) メタクリル酸シクロヘキシル・(メタクリル酸=2-エチルオキセタノ-3-イル)	9-2560
20086	メタクリル酸・メタクリル酸=2-エチルヘキシル・メタクリル酸ベ ンジル共重合物のメタクリル酸=2, 3-エボキシプロピル付加物 メタクリル酸・メタクリル酸シクロヘキシル・メタクリル酸トトリシ ル・[5.2.1]エボキシプロピル付加物	9-2561
20087	メタクリル酸・メタクリル酸シクロヘキシル・メタクリル酸トトリシ ル・[5.2.1]エボキシプロピル付加物 メタクリル酸・メタクリル酸シクロヘキシル・メタクリル酸トトリシ ル・[5.2.1]エボキシプロピル付加物	9-2562
20088	メタクリル酸・メタクリル酸シクロヘキシル・メタクリル酸トトリシ ル・[5.2.1]エボキシプロピル付加物 メタクリル酸シクロヘキシル・メタクリル酸=2, 3-エボキシプロピル付加物	9-2563
20089	メタンスルホン酸=3(R)-3-メトキシデシル (3S)-3-メチルアセチルジン-1, 2-ジカルボン酸=1-ベン ジル=2-メチルブチル	2-(6)-1877
20090	メタンスルホン酸=3(R)-3-メトキシデシル (3S)-3-メチルアセチルジン-1, 2-ジカルボン酸=1-ベン ジル=2-メチルウニテカン-1-イリデン)アミノ]安息香酸メチ ル	2-(6)-1878
20091	シル=2-メチルブチル	8-(1)-3638
20092	2-[(-2-メチルウニテカン-1-イリデン)アミノ]安息香酸メチ ル	4-(7)-2355
20093	4-メチルブチル-2-(トリシクロ[3.3.1.1]デカシ-1-7-(2)-274 イル)フェノール	274
20094	trans-4-(4-メチルブチニル)-trans-4-(ペンタ-3-エ ンジ-1-イル)-1, 1-ビシクロヘキサン-7-(3)-863	7-(3)-863
20095	trans-4-メチルブチニル-4-(ペンタ-3-エン-1-イル)-7-(3)-864 1, 1-ビシクロヘキサン-7-(3)-864	7-(3)-864
20096	6-メチル-5-エーン-2-オールの水添添加反応生成物 ヘプタメチル-5-エーン-2-オールの水添添加反応生成物	3-(4)-690
20097	2-メチルブチリ-メトキシボリ(オキシ-3-[(2-アミノエチル)ブ ロピル]シランジイ)シランジイノキシ(メトキシ)(ブ ロピル)シランジイ	10-2673
20098	1-[1-(3-メトキシ-4-ニトロフェニル)ビペリジン-4- イリ]-(4-メチルビペラジン-2-イル)アミノメチル]-4- ブチル-6-(トリシクロ[3.3.1.1]デカシ-1-イル)	8-(2)-2342
20099	2-[(-2-メトキシブフェニル-2-イル)アミノメチル]-4- ブチル-6-(トリシクロ[3.3.1.1]デカシ-1-イル)	7-(2)-275
20100	フェノール-4-メトキシ-4-ブロビルブフェニル	7-(3)-865
20101	4-メトキシ-4-ブンチルブフェニル	7-(3)-866
20102	4-ヨードアニリン	4-(2)-879
20103	N-(4-ヨードフェニル)ビリミジン-2-アミン	8-(2)-2343
20104	リチウム-ビス(フルオロスルホニル)アミド	1-(3)-866
20105	[兩末端に-2-シナフタート基を有する更底生成物]ジソジアノール ビペラジノ-2-シナフタートヘプタン-5(又は2, 6)-ジメチル 重付加物)のアクリル酸=2-ヒドロキシエチル及びヘキサノ-6- ラクトン付加物	10-2674
20106	リン酸タンゲステン酸ジルコニウム	

20082 エタクリル酸=1-エチルシクロヘキサン-1-イル・メタクリル  
酸=6-シリノ-5-オキソ-4-オキサトリシクロ[4.2.1.0]ノナン-2-イ  
リオキソ-4-オキサトリシクロ[4.2.1.0]ノナン-2-イ  
リシクロ[3.3.1.1]テカシ-1-イル・メタクリル酸=1-メチルエチル-1-メチルエチル共重合物  
メタクリル酸シクロヘキシル・(メタクリル酸=2-ヒドロキシエチル・ヘキサノ-6-ラクトン重付加物)・2-(メタクリロイルオキシエチル・ヘキサノ-6-ラクトン重付加物)・2-(メタクリロイルオキシエチル・ヘキサノ-6-ラクトン重付加物)

9-2558

○厚生労働省告示第1161号  
薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号)第八十条第一項第五号の規定に基いて、福島県知事の承認に係る医薬部外品(平成六年厚生省告示第百九十四号)の一都を次のとおりとする。平成二十九年六月一日から適用する。ただし、同日前に申請のあつたあせも・ただれ用剤、わがもの・たん用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤・喉清涼剤、ビタミン含有保健剤、ひび・あかぎれ用剤及び浴用剤の製造販売の承認については、なお既前の例による。

厚生労働大臣 細川 律夫

平成二十三年六月二十七日

八

第七号の次に次の八号を加える。  
あせも・ただれ用剤(あせも・ただれの改善を目的として製造された外用剤であつて、外用液剤又は軟膏剤の類型のもの)

有効成分の種類  
含有する有効成分の種類は、別表第九の有効成分名の欄に掲げるものとする。  
口 有効成分の配合割合  
別表第九の一に掲げる有効成分は含有されなければならない。

イ 有効成分の配合割合  
別表第九のIVのA項からD項までに掲げる有効成分の配合は、各項目ごとにそれぞれ一種とする。  
ロ 別表第九のB項に掲げるグリチルリチン酸二カリウム及びグリチルレチノ酸は、同時に配合してはならない。

ハ 有効成分の分量  
(1) 各有効成分の最大濃度は、別表第九の有効成分名の欄に掲げる有効成分ごとにそれぞれ同表の最大濃度の欄に掲げる濃度とする。  
(2) 別表第九の一に掲げる有効成分を二種配合する場合には、当該有効成分ごとに配合する濃度をそれぞれの最大濃度で除して得た数値の和が1を超えてはならない。

(3) 別表第九の一に掲げる有効成分の最小濃度は、当該有効成分ごとにそれぞれ同表の最大濃度の欄に掲げる濃度の五分の一の濃度とする。

(4) 別表第九のHからJまでに掲げる各有効成分の最小濃度は、当該有効成分ごとにそれぞれ同表の最大濃度の欄に掲げる濃度の十分の一の濃度とする。

二 効能及び効果  
効能及び効果の範囲は、あせも・ただれの緩和・防止とする。  
九 うおのめ・たこ用剤(うおのめ・たこの改善を目的として製造された絆創膏の類型のもの)  
イ 有効成分の種類  
含有する有効成分の種類は、サリチル酸とする。  
ロ 有効成分の分量  
有効成分の分量は、サリチル酸として10ペーセント以上以下(%)以下の範囲とする。

ハ 効能及び効果  
効能及び効果の範囲は、「うおのめ・たこ」とある。

八 かさつき・あれ用剤(手足のかさつき又はあれの改善を目的として製造された外用剤であつて、軟膏剤の類型のもの)

イ 有効成分の種類  
含有する有効成分の種類は、別表第十の有効成分名の欄に掲げるものとする。

ロ 有効成分の配合割合  
別表第十のH、III又はIVに掲げる有効成分の配合は、各区分ごとにそれぞれ一種とする。

八 有効成分の分量

(1) 別表第十のIに掲げる有効成分は含有されなければならない。

- (2) 別表第十のII、III又はIVに掲げる有効成分の濃度は、一日パーセントとする。  
別表第十のIに掲げる有効成分の濃度は、当該有効成分ごとにそれぞれ同表の最大濃度の欄に掲げる濃度とする。

(3) 別表第十のII、III又はIVに掲げる有効成分の最小濃度は、当該有効成分ごとにそれぞれ同表の最大濃度の欄に掲げる濃度の十分の一の濃度とする。

九 効能及び効果

効能及び効果の範囲は、手足のかきつき又はあれの緩和とする。

十 カルシウム剤(妊娠授乳期・発育期又は中高年期におけるカルシウムの補給に用いることを目的として、一種以上のカルシウムを主体とし製造された内用剤であつて、カブセル剤・顆粒剤・散剤又は内用液剤の剤型のもの)

イ 有効成分の種類

含有する有効成分の種類は、別表第十一の有効成分名の欄に掲げるものとする。  
口 有効成分の配合割合

- (1) 別表第十一のIに掲げる有効成分は含有されなければならない。

(2) 別表第十一のIVのB項に掲げる有効成分の配合は一種として、同表のIVのE項に掲げる有効成分の配合は二種までとする。

ハ 有効成分の分量

(1) 各有効成分の一日最大分量及び一日最小分量は、別表第十一の有効成分名の欄に掲げる有効成分ごとにそれぞれ同表の一日最大分量の欄及び一日最小分量の欄に掲げる量とする。

- (2) 別表第十一のIに掲げる有効成分を二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する場合又は同表のIVのE項に掲げる有効成分を二種配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれの一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならず、かつ、それぞれの一日最小分量で除して得た数値の和が一以上でなければならない。

二 効能及び効果

効能及び効果の範囲は、妊娠授乳期・発育期又は中高年期のカルシウムの補給とする。

十一 喉清涼剤(喉の不快感の改善を目的として製造された内用剤であつて、トローチ剤又はドロップ剤の剤型のもの)

イ 有効成分の種類

含有する有効成分の種類は、別表第十二の有効成分名の欄に掲げるものとする。

ハ 有効成分の分量

(1) 各有効成分の一日最大分量は、別表第十二の有効成分名の欄に掲げる有効成分ごとにそれぞれ同表の一日最大分量の欄に掲げる量とする。

- (2) 別表第十二のI又はIIに掲げる有効成分は含有されなければならない。

(3) 別表第十二のI又はIIに掲げる有効成分の配合割合は、各区画ごとにそれぞれ五種までとする。

二 効能及び効果

効能及び効果の範囲は、滋養強壮・虚弱体質・肉体疲労・病中病後の体力低下・食欲不振又は胃腸障害・栄養障害・発熱性消耗性疾病・妊娠授乳期又は産前産後の栄養補給とする。ただし、別表第十三のX又はYに掲げる有効成分を同一項目内で二種以上配合する場合又はXのF項に掲げる有効成分を同一項目内で二種以上配合する場合には、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれの一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならず、かつ、それぞれの一日最小分量で除して得た数値の和が一以上でなければならない。

イ 有効成分の種類

含有する有効成分の種類は、別表第十四の有効成分名の欄に掲げるものとする。

ハ 有効成分の分量

(1) 各有効成分の一日最大分量は、別表第十二の有効成分名の欄に掲げる有効成分ごとにそれぞれ同表の一日前最大分量の欄に掲げる量とする。

- (2) 別表第十二のIに掲げる有効成分を二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれの一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならない。

(3) 別表第十二のI又はIIに掲げる有効成分の配合量の下限は、当該有効成分ごとにそれぞれ同表の一日前最大分量の欄に掲げる量の十分の一の量とする。ただし、たんを効能及び効果とするためには、同表の一日前最大分量の欄に掲げる量の二分の一の量とする。

(4) 別表第十二のIに掲げる有効成分の配合量の下限は、当該有効成分ごとにそれぞれ同表の一日前最大分量の欄に掲げる量の二分の一の量とする。

二 効能及び効果

効能及び効果の範囲は、たん及び喉の炎症による声がれ・喉の不快感・喉の痛み・喉の腫れとする。ただし、別表第十二のIに掲げる有効成分のいずれが一種が配合されていない場合には、たんを効能及び効果としない。

- 十三 ビタミン含有保健剤(滋養強壮・虚弱体質等の改善及び肉体疲労等の場合における栄養補給に用いることを目的として、一種以上のビタミンを主体とし製造された内用剤であつて、カブセル剤・颗粒剤・丸剤・散剤・錠剤又は内用液剤の剤型のもの)

イ 有効成分の種類

含有する有効成分の種類は、別表第十三の有効成分名の欄に掲げるものとする。

ロ 有効成分の配合割合

(1) 别表第十三のI、II又はIIIに掲げる有効成分は含有されなければならない。

- (2) 别表第十三のIからIVまで、IXのB項又はXのC項若しくはI項に掲げる有効成分の配合は、各区分又は各項ごとにそれぞれ一種とする。

(3) 别表第十三のIVに掲げる有効成分の配合は、二種までとする。

(4) 别表第十三のXのK項のグリチルリチン酸又はグリチルリチン酸ナトリウムを配合するものには、同表のXのカソノウと配合してはならず、また、同表のXIの加工ダイサン(オキソアミジン)は、同区分のニンニクと配合してはならない。

ハ 有効成分の分量

(1) 各有効成分の一日最大分量及び一日最小分量は、別表第十三の有効成分名の欄に掲げる有効成分ごとにそれぞれ同表の一日最大分量の欄及び一日最小分量の欄に掲げる量とする。

- (2) 别表第十三のX若しくはYのG項に掲げる有効成分を同一項目内で二種以上配合する場合又はXのF項に掲げる有効成分を同一項目内で二種以上配合する場合には、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれの一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならず、かつ、それぞれの一日最小分量で除して得た数値の和が一以上でなければならない。

二 効能及び効果

効能及び効果の範囲は、滋養強壮・虚弱体質・肉体疲労・病中病後の体力低下・食欲不振又は胃腸障害・栄養障害・発熱性消耗性疾病・妊娠授乳期又は産前産後の栄養補給とする。

十四 ヒビ・あかぎれ用剤(ヒビ・あかぎれ等の改善を目的として製造された外用剤であつて、軟膏剤の剤形のもの)

イ 有効成分の種類

含有する有効成分の種類は、別表第十四の有効成分名の欄に掲げるものとする。

ロ 有効成分の配合割合

(1) 别表第十四のIに掲げる有効成分は、一種とする。

- (2) 别表第十四のIIに掲げるD-カントール及びD-カントール又は1-メントール及びD-メントールをそれぞれ同時に配合してはならない。

(3) 别表第十四のIIIのA項、B項及びD項に掲げる有効成分の配合は、各項ごとにそれぞれ一種とする。

- (4) 别表第十四のIIに掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの(二のIIにおいて「メントール・カンフル主剤製剤」という)には、同表のIIIのA項に掲げる有効成分を配合してはならない。

B項	A項	IV	III	II	I	区分	有効成分名	最大濃度
							有効成分名	最大濃度
酢酸トコフェロール	dl-カシスフル	ビタミンA油	カラミン	イソブロビルメチルフェノール	酸化亜鉛	区分	有効成分名	最大濃度
トコフェロール	dl-カシスフル	二五〇〇国際単位バーグラム	一五%	一%	五〇%	五〇%	五〇%	五〇%

別表第九

ハ、有効成分の分量  
イ、有効成分の種類  
ロ、有効成分の配合割合  
(1) 別表第十五のIに掲げる有効成分は含有されなければならない。  
(2) 別表第十五のIIに掲げる有効成分は合計で七十パーセント以上配合されなければならない。  
(3) 別表第十五のIIIに掲げる有効成分のうち一種は、二十五パーセント以上配合されなければならない。  
二、効能及び効果  
各有効成分の配合量の範囲は、別表第十五の有効成分名の欄に掲げる量とする。

## 二 効能及び効果

二、効能及び効果  
各有効成分の配合量の範囲は、別表第十五の有効成分名の欄に掲げる量とする。

## 別表第八の次に次の七表を加える。

別表第十

I	区分	有効成分名	一日最大分量	一日最小分量	別表第十								
					V	A項	D項	C項	エルゴカルシフェロール	B項	A項	D項	パンテノール
グリチルリチン酸二カリウム	I	尿素	一〇	一〇	クロタミトン	アラントイン	二%	二%		イクタモール	二・五%	一・五%	
グリチルリチン酸二カリウム	II	d-カシスフル	一	一	グリチルリチン酸二カリウム	グリチルリチン酸	一・五%	一・五%		グリチルリチン酸二カリウム	〇・五%	〇・五%	
トコフェロール	III	dl-カシスフル	一	一	dl-カシスフル	dl-カシスフル	一	一		dl-カシスフル	一	一	
グリチルリチン酸二カリウム	IV	トコフェロール	〇・五	〇・五	トコフェロール	トコフェロール	〇・五	〇・五		トコフェロール	〇・五	〇・五	
グリチルリチン酸二カリウム	V	グリチルリチン酸二カリウム	〇・三	〇・三	グリチルリチン酸二カリウム	グリチルリチン酸二カリウム	〇・三	〇・三		グリチルリチン酸二カリウム	〇・三	〇・三	

(注) ビタミンA油の最大濃度は、ビタミンAに換算した量である。

III	II	I	区分	有効成分名	一日最大分量	一日最小分量	別表第十一								
							V	A項	D項	C項	エルゴカルシフェロール	B項	A項	D項	パンテノール
アミノエチルスルホン酸	アミノエチルスルホン酸	アミノエチルスルホン酸	III	炭酸カルシウム	六〇〇mg	六〇〇mg	六〇〇mg	六〇〇mg	六〇〇mg	六〇〇mg	六〇〇mg	六〇〇mg	六〇〇mg	六〇〇mg	六〇〇mg
塩酸リジン	塩酸リジン	塩酸リジン	II	沈降炭酸カルシウム	三〇〇mg	三〇〇mg	三〇〇mg	三〇〇mg	三〇〇mg	三〇〇mg	三〇〇mg	三〇〇mg	三〇〇mg	三〇〇mg	三〇〇mg
フマル酸第一鉄	フマル酸第一鉄	フマル酸第一鉄	III	乳酸カルシウム	六〇〇mg	六〇〇mg	六〇〇mg	六〇〇mg	六〇〇mg	六〇〇mg	六〇〇mg	六〇〇mg	六〇〇mg	六〇〇mg	六〇〇mg
炭酸マグネシウム	炭酸マグネシウム	炭酸マグネシウム	II	無水リン酸水素カルシウム	六〇〇mg	六〇〇mg	六〇〇mg	六〇〇mg	六〇〇mg	六〇〇mg	六〇〇mg	六〇〇mg	六〇〇mg	六〇〇mg	六〇〇mg
銅クロロフィリンナトリウム	銅クロロフィリンナトリウム	銅クロロフィリンナトリウム	III	ボレイン(アワビ殻)	一一〇mg	一一〇mg	一一〇mg	一一〇mg	一一〇mg	一一〇mg	一一〇mg	一一〇mg	一一〇mg	一一〇mg	一一〇mg
二二〇mg	二二〇mg	二二〇mg	II	石けん	一一〇mg	一一〇mg	一一〇mg	一一〇mg	一一〇mg	一一〇mg	一一〇mg	一一〇mg	一一〇mg	一一〇mg	一一〇mg
一五〇mg	一五〇mg	一五〇mg	III	リソ酸リジン	一一〇mg	一一〇mg	一一〇mg	一一〇mg	一一〇mg	一一〇mg	一一〇mg	一一〇mg	一一〇mg	一一〇mg	一一〇mg

ハ、有効成分の分量  
イ、有効成分の種類  
ロ、有効成分の配合割合  
(1) 別表第十四のIのA項に掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの(二)(2)において「クロルヘキシジン主剤製剤」というには、同表のIのB項、IIIのA項、C項、D項若しくはE項、V又はVIに掲げる有効成分を配合してはならない。  
別表第十四に掲げる有効成分を主体として配合する場合、その最大濃度及び最小濃度は、それぞれ同表の甲の最大濃度の欄及び最小濃度の欄に掲げる濃度とする。  
別表第十四に掲げる有効成分を主体以外の有効成分として配合する場合、その最大濃度及び最小濃度は、それぞれ同表の乙の最大濃度の欄及び最小濃度の欄に掲げる濃度とする。  
二、効能及び効果  
(1) メントール、カナルブル主剤製剤の効能及び効果は、ひび、あかぎれ、すり傷及び靴ずれとする。  
(2) クロルヘキシジン主剤製剤の効能及び効果は、ひび、あかぎれ、すり傷及び靴ずれとする。  
(3) 別表第十四のIIのA項及びB項に掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの(二)タミンA・E主剤製剤の効能及び効果は、ひび、しもやけ、あかぎれ及び手足のあれの緩和とする。  
十五、浴用剤(浴槽中に投入して用いられる外用剤)  
二、効能及び効果  
各有効成分の配合量の範囲は、別表第十五の有効成分名の欄に掲げる量とする。

(S) 別表第十四のIのA項に掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの(二)(2)において「クロルヘキシジン主剤製剤」というには、同表のIのB項、IIIのA項、C項、D項若しくはE項、V又はVIに掲げる有効成分を配合してはならない。

## 八、有効成分の分量

別表第十四に掲げる有効成分を主体として配合する場合、その最大濃度及び最小濃度は、それぞれ同表の甲の最大濃度の欄及び最小濃度の欄に掲げる濃度とする。

別表第十四に掲げる有効成分を主体以外の有効成分として配合する場合、その最大濃度及び最小濃度は、それぞれ同表の乙の最大濃度の欄及び最小濃度の欄に掲げる濃度とする。

二、効能及び効果

各有効成分の配合量の範囲は、別表第十五の有効成分名の欄に掲げる量とする。

二、効能及び効果

各有効成分の配合量の範囲は、別表第十五の有効成分名の欄に掲げる量とする。

二、効能及び効果

各有効成分の配合量の範囲は、別表第十五の有効成分名の欄に掲げる量とする。

二、効能及び効果

各有効成分の配合量の範囲は、別表第十五の有効成分名の欄に掲げる量とする。

二、効能及び効果

各有効成分の配合量の範囲は、別表第十五の有効成分名の欄に掲げる量とする。

二、効能及び効果

II	区分	有効成分名	V		IV	
			I	V	B項	A項
アセンヤク ウイキョウ	1 有効成分名 オウヒ カンゾウ キヨウ シャゼンシ シャゼンソウ セネガ	一日最大分量(g) 一〇〇mg 一〇〇mg 一〇〇mg 一〇〇mg 一〇〇mg 一〇〇mg	ヨクイニン クエン酸カルシウム、グルコン酸カルシウム、炭酸カルシウム、沈降炭酸カルシウム、乳酸カルシウム、無水リン酸水素カルシウム、リン酸水素カルシウム、ボレイ未及び石決明(アワビ殻)の一日最大分量及び一日最小分量は、カルシウムに換算した量である。 2 リン酸リボフラビンナトリウムの一日最大分量及び一日最小分量は、リボフラビンに換算した量である。 3 アスコルビン酸カルシウム及びアスコルビン酸ナトリウムの一日最大分量及び一日最小分量は、アスコルビン酸に換算した量である。	粉末の場合 三 g エキスの場合 一〇 g 粉末の場合 一 g エキスの場合 〇・三 g	六〇 mg 一六〇 mg 一〇 mg 六〇 mg	二五 mg 一一 mg 二 mg 二五 mg (一〇 mg)
粉末の場合 二 エキスの場合 三	工キスの場合 二 エキスの場合 三 粉末の場合 一 エキスの場合 二 粉末の場合 一 エキスの場合 二	工キスの場合 三 g エキスの場合 一〇 g 粉末の場合 一 g エキスの場合 〇・三 g	一〇〇 mg 一〇〇 mg 一〇 mg 一〇〇 mg	一一 mg 一一 mg 二 mg 二 mg	二 mg 二 mg 二 mg 二 mg	一 mg

別表第十二

II	区分	有効成分名	III		II	
			I	III	A項	B項
アセンヤク ウイキョウ	1 有効成分名 オウヒ カンゾウ キヨウ シャゼンシ シャゼンソウ セネガ	一日最大分量(g) 一〇〇mg 一〇〇mg 一〇〇mg 一〇〇mg 一〇〇mg 一〇〇mg	(注)エキスの場合の量は、原生薬に換算した量である。	一メントール ハツカ油 ユーカリ油 ニンジン	一メントール ハツカ油 ユーカリ油 ニンジン	一メントール ハツカ油 ユーカリ油 ニンジン
粉末の場合 二 エキスの場合 三	工キスの場合 二 エキスの場合 三 粉末の場合 一 エキスの場合 二 粉末の場合 一 エキスの場合 二	工キスの場合 三 g エキスの場合 一〇 g 粉末の場合 一 g エキスの場合 〇・三 g	二五 mg 二五 mg 二五 mg 二五 mg 二五 mg 二五 mg	二五 mg 二五 mg 二五 mg 二五 mg 二五 mg 二五 mg	二〇 mg 二〇 mg 二〇 mg 二〇 mg 二〇 mg 二〇 mg	二五 mg 二五 mg 二五 mg 二五 mg 二五 mg 二五 mg
粉末の場合 二 エキスの場合 二	工キスの場合 二 エキスの場合 二 粉末の場合 一 エキスの場合 二 粉末の場合 一 エキスの場合 二	工キスの場合 三 g エキスの場合 一〇 g 粉末の場合 一 g エキスの場合 〇・三 g	二〇 mg 二〇 mg 二〇 mg 二〇 mg 二〇 mg 二〇 mg	二〇 mg 二〇 mg 二〇 mg 二〇 mg 二〇 mg 二〇 mg	一九 mg 一九 mg 一九 mg 一九 mg 一九 mg 一九 mg	〇・〇九 〇・〇九 〇・〇九 〇・〇九 〇・〇九 〇・〇九
粉末の場合 二 エキスの場合 二	工キスの場合 二 エキスの場合 二 粉末の場合 一 エキスの場合 二 粉末の場合 一 エキスの場合 二	工キスの場合 三 g エキスの場合 一〇 g 粉末の場合 一 g エキスの場合 〇・三 g	二〇 mg 二〇 mg 二〇 mg 二〇 mg 二〇 mg 二〇 mg	二〇 mg 二〇 mg 二〇 mg 二〇 mg 二〇 mg 二〇 mg	一九 mg 一九 mg 一九 mg 一九 mg 一九 mg 一九 mg	〇・〇〇九 〇・〇〇九 〇・〇〇九 〇・〇〇九 〇・〇〇九 〇・〇〇九

別表第十三

II	区分	有効成分名	III		II	
			I	III	A項	B項
アセンヤク ウイキョウ	1 有効成分名 オウヒ カンゾウ キヨウ シャゼンシ シャゼンソウ セネガ	一日最大分量(g) 一〇〇mg 一〇〇mg 一〇〇mg 一〇〇mg 一〇〇mg 一〇〇mg	(注)エキスの場合の量は、原生薬に換算した量である。	一メントール ハツカ油 ユーカリ油 ニンジン	一メントール ハツカ油 ユーカリ油 ニンジン	一メントール ハツカ油 ユーカリ油 ニンジン
粉末の場合 二 エキスの場合 二	工キスの場合 二 エキスの場合 二 粉末の場合 一 エキスの場合 二 粉末の場合 一 エキスの場合 二	工キスの場合 三 g エキスの場合 一〇 g 粉末の場合 一 g エキスの場合 〇・三 g	二五 mg 二五 mg 二五 mg 二五 mg 二五 mg 二五 mg	二五 mg 二五 mg 二五 mg 二五 mg 二五 mg 二五 mg	二〇 mg 二〇 mg 二〇 mg 二〇 mg 二〇 mg 二〇 mg	二五 mg 二五 mg 二五 mg 二五 mg 二五 mg 二五 mg
粉末の場合 二 エキスの場合 二	工キスの場合 二 エキスの場合 二 粉末の場合 一 エキスの場合 二 粉末の場合 一 エキスの場合 二	工キスの場合 三 g エキスの場合 一〇 g 粉末の場合 一 g エキスの場合 〇・三 g	二五 mg 二五 mg 二五 mg 二五 mg 二五 mg 二五 mg	二五 mg 二五 mg 二五 mg 二五 mg 二五 mg 二五 mg	二〇 mg 二〇 mg 二〇 mg 二〇 mg 二〇 mg 二〇 mg	二五 mg 二五 mg 二五 mg 二五 mg 二五 mg 二五 mg
粉末の場合 二 エキスの場合 二	工キスの場合 二 エキスの場合 二 粉末の場合 一 エキスの場合 二 粉末の場合 一 エキスの場合 二	工キスの場合 三 g エキスの場合 一〇 g 粉末の場合 一 g エキスの場合 〇・三 g	二五 mg 二五 mg 二五 mg 二五 mg 二五 mg 二五 mg	二五 mg 二五 mg 二五 mg 二五 mg 二五 mg 二五 mg	二〇 mg 二〇 mg 二〇 mg 二〇 mg 二〇 mg 二〇 mg	二五 mg 二五 mg 二五 mg 二五 mg 二五 mg 二五 mg

カロニン  
ケイヒソウハタヒ  
ソヨウ  
ショウキョウチクセツニンジン  
チンピ

エキスの場合 二

粉末の場合 一

エキスの場合 三

粉末の場合 二

エキスの場合 三

粉末の場合 一

エキスの場合 五

粉末の場合 三

エキスの場合 六

粉末の場合 一

エキスの場合 二

粉末の場合 三

エキスの場合 四

粉末の場合 五

エキスの場合 六

粉末の場合 七

エキスの場合 八

粉末の場合 九

エキスの場合 一〇

粉末の場合 一

エキスの場合 二

粉末の場合 三

エキスの場合 四

粉末の場合 五

エキスの場合 六

粉末の場合 七

エキスの場合 八

粉末の場合 九

エキスの場合 一〇

粉末の場合 一

エキスの場合 二

粉末の場合 三

エキスの場合 四

X	IX				VII	VI				V	IV		III
A項	D項	C項	B項	A項						B項	A項		
ウレアスパラギン酸マグネシウム	L-アスパラギン酸	葉酸	ビオチン	バントテン酸カルシウム	二コチニ酸アミド	アスコルビン酸カルシウム	塩酸ヒドロキソバラミン	コハク酸d-α-トコフェロール	エルゴカルシフェロール	強肝油	リノ酸ビリドキシン	リノ酸ビリドキサール	一〇mg
二〇〇mg	二〇〇mg	二〇〇ug	五〇〇ug	三〇〇mg	六〇mg	五〇〇mg	六〇ug	一〇〇mg	一〇〇mg	二〇〇〇国際単位	一〇〇〇国際単位	一〇〇〇国際単位	一〇〇mg
一〇〇mg	一〇〇mg	一〇〇ug	一〇ug	五mg	五mg	五〇mg	一一ug	一一ug	一一ug	五〇〇国際単位	五〇〇国際単位	五〇〇国際単位	二mg
一一二・五mg	一一〇〇mg	一一〇〇ug	一一〇ug	一一二mg	一一二mg	一一〇mg	一一〇ug	一一〇mg	一一〇mg	一一〇〇〇国際単位	一一〇〇〇国際単位	一一〇〇〇国際単位	一一〇〇〇mg

H項	G項	F項	E項	D項	C項	B項							
グルクロン酸アミド	グルクロノラクトン	クエン酸鉄アンモニウム	クエン酸カルシウム	グルコン酸カルシウム	ガムマーオリザノール	ウルソデオスオキシコール酸	七五mg	六〇mg	八〇mg	六〇mg	八〇mg	五mg	四〇〇mg
五mg	一〇〇〇mg	一〇〇〇mg	一〇〇〇mg	三〇〇mg	三〇〇mg	三〇〇mg	一一〇mg	一六〇mg	二〇〇mg	一六〇mg	二〇〇mg	一〇〇mg	一五〇mg
二〇〇〇mg	二〇〇〇mg	一mg	一mg	三〇〇mg	三〇〇mg	三〇〇mg	三〇〇mg	三〇〇mg	三〇〇mg	三〇〇mg	三〇〇mg	一〇mg	二〇〇mg



E項	D項	C項	B項	A項	区分			甲	乙
					I A項	II B項	III 有効成分名		
エルゴカルシウム	ジバルチミン酸ビリドキシン	リボフラビン	酢酸トコフェロール	バルチミン酸レチノール	酢酸レチノール	d-カントール	d-メントール	最大濃度	甲
一	一	一	二%	グ際二五〇バ国	二五〇バ国	二五〇バ国	二五〇バ国	○・二%	一
一	一	一	○・四%	ラ単五〇バ国グ際	ラ単五〇バ国	ラ単五〇バ国	ラ単五〇バ国	○・一%	一
グ際一〇〇バ国	一〇〇バ国	一〇〇バ国	二%	一	一	一	一	○・一%	一
ラ単ム位バ国グ際	一〇〇バ国	%〇	〇〇・〇〇一	一	一	一	一	〇・〇一%	一

- 11 塩酸ヒドロキソコバラミン及び酢酸ヒドロキソコバラミンの一日最大分量及び一日最小分量は、ヒドロキソコバラミンに換算した量である。
- 12 アスコルビン酸及びアスコルビン酸ナトリウムの一日最大分量及び一日最小分量は、アスコルビン酸に換算した量である。
- 13 クエン酸カルシウム、グリセロリン酸カルシウム、炭酸カルシウム、沈降炭酸カルシウム及びアスコルビン酸カルシウムの一日最大分量及び一日最小分量は、カルシウムの一日最大分量及び一日最小分量は、カルシウムに換算した量である。
- 14 ケエン酸鉄アンモニウム及びフマル酸第二鉄の一日最大分量及び一日最小分量は、カルシウムに換算した量である。
- 15 チュウの場合の量は、原生薬に換算した量である。  
トキスの使用部位は、葉である。

別表第十四

VI A項	V B項	IV C項	区分			配合量の範囲(%)	VI A項	V B項	IV C項
			I A項	II B項	III 有効成分名				
硫酸鉄	ユーカリ油	尿素	塩化カリウム	塩化マグネシウム	塩化ナトリウム	一〇以上九九・〇以下	一〇以上九九・〇以下	一〇以上九九・〇以下	一〇以上九九・〇以下
			炭酸ナトリウム(無水)	チオ硫酸ナトリウム	炭酸水素ナトリウム	一〇以上九九・〇以下	一〇以上九九・〇以下	一〇以上九九・〇以下	一〇以上九九・〇以下
			硫酸マグネシウム	無水硫酸ナトリウム	硫酸ナトリウム	一〇以上九九・〇以下	一〇以上九九・〇以下	一〇以上九九・〇以下	一〇以上九九・〇以下
			臭化カリウム	硫酸アルミニウムカリウム	乾燥硫酸アルミニウムカリウム	一〇以上九九・〇以下	一〇以上九九・〇以下	一〇以上九九・〇以下	一〇以上九九・〇以下
			炭酸カルシウム	無水硫酸カルシウム	硫酸アルミニウムカリウム(乾燥)	一〇以上四・〇以下	一〇以上四・〇以下	一〇以上四・〇以下	一〇以上四・〇以下
			軽質炭酸カルシウム	硫酸アルミニウム	硫酸アルミニウム	五以上一〇・〇以下	五以上一〇・〇以下	五以上一〇・〇以下	五以上一〇・〇以下
			沈降炭酸カルシウム	硫酸アルミニウム	硫酸アルミニウム	〇以上二〇・〇以下	〇以上二〇・〇以下	〇以上二〇・〇以下	〇以上二〇・〇以下
			硫酸アルミニウムカリウム	硫酸アルミニウム	硫酸アルミニウム	〇以上二〇・〇以下	〇以上二〇・〇以下	〇以上二〇・〇以下	〇以上二〇・〇以下
			硫酸アルミニウムカリウム(乾燥)	硫酸アルミニウム	硫酸アルミニウム	〇以上二〇・〇以下	〇以上二〇・〇以下	〇以上二〇・〇以下	〇以上二〇・〇以下

- (注) 1 塩酸クロルヘキシジン及びグルコン酸クロルヘキシジン液の最大濃度及び最小濃度は、それぞれの濃度のグルコン酸クロルヘキシジンに換算した量である。
- 2 バルチミン酸レチノール及びビタミンA油の最大濃度及び最小濃度は、ビタミンAに換算した量である。